平成２４年（フ）第２７号
高知市桜馬場10番12号　プリムローズ205号
破産者　山中　　寛
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１号
長崎県対馬市厳原町西里354番地　ハダアパート103、旧住所長崎県対馬市厳原町大字宮谷162番地３
破産者　中村　敏克
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２２１３号
札幌市清田区平岡４条１丁目４番６号
破産者　湊　　勲
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
佐賀県唐津市肥前町田野甲3072番地２
破産者　松永　　憩
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第５８８号
仙台市泉区虹の丘１丁目８番地の15
破産者　中村　尊男
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４６号
千葉県柏市高柳新田20番地５　ロイヤルパークスＤ―101号、破産手続開始決定時の住所埼玉県春日部市大枝360番地　シティプラザせんげん台壱番館423号
破産者　武居　純一
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
新潟市中央区関屋金衛町１丁目88番地
破産者　小出　廣記
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２８５号
奈良県北葛城郡広陵町大字大塚511番地41
破産者　桐井　利幸
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県丹波市山南町北和田192番地
破産者　松浪　龍二
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第１０２２号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目11番８―101号　大地マンション
破産者　岩山　明憲
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７号
広島県福山市新市町大字戸手329番地、旧住所広島県福山市新市町大字戸手328番地
破産者　藤田　政幸
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２０７号
福岡市博多区住吉５丁目６番５号
破産者　堀田　哲也
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５０号
福岡県筑紫郡那珂川町中原１丁目51番33号、前住所福岡市南区柳河内２丁目11番17号
破産者　馬場　正仁
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５０７号
福岡市南区弥永１丁目10番10号サクセスＨＡＲＡ101号、住民票上の住所福岡県春日市白水ヶ丘６丁目26番地
破産者　春日装建・ＫＡＳＵＧＡ装建こと　石内　一夫
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５０８号
福岡市南区弥永１丁目10番10号サクセスＨＡＲＡ101号、住民票上の住所福岡県春日市白水ヶ丘６丁目26番地
破産者　石内みち子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８４３号
福岡市南区和田１丁目10番３号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区多賀１丁目20番12―101号
破産者　伊藤　守人
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０７３号
福岡市中央区桜坂３丁目12番78号
破産者　藤本　裕幸
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部